

# 一般社団法人城北会 細則

平成 28 年 4 月 14 日理事愛 決定・施行  
平成 28 年 9 月 13 日理事会 一部改定  
平成 29 年 9 月 12 日理事会 一部改定  
平成 30 年 3 月 13 日理事会 一部改定  
(平成 30 年 5 月 26 日発効)  
平成 30 年 4 月 24 日理事会 一部改定  
令和 2 年 9 月 8 日理事会 一部改定  
令和 3 年 9 月 7 日理事会 一部改定

## 第 1 章 会員

(会員情報の届け出)

第 1 条 会員は、連絡先、住所（城北会誌送付先）など、城北会の運営に必要な会員情報に変更があった場合、遅滞なく事務局に届け出るものとする。

(会費)

第 2 条 正会員は 2,000 円／年の年会費を納入するものとする。

(会費納入の方法)

第 3 条 会費納入は、口座振替（引落し）、郵便振替、銀行振込、クレジットカード決済、現金支払、のいずれかの方法による。

2. 口座振替の場合、届け出された口座から毎年 10 月の指定日に年会費相当額が引き落とされる。
3. 郵便振替、銀行振込、クレジットカード決済、現金支払による場合は、毎年 12 月 31 日までに納入を完了しなければならない。その際、複数年分の年会費を一括納入することもできる。一括納入された年会費は、各年度ごとに支払いがあったものとして当該年度会計の収入に繰り入れられる。

(予納会費)

第 4 条 予納会費とは、母校の生徒のうち城北会の趣旨に賛同し卒業時に城北会正会員となることを予定する者が納める前払い金であり、15,000 円とする。

2. 納められた予納会費は預り金として管理する。
3. 予納会費は、第 2 条の規定にかかわらず、正会員となった年度から 10 年間分の年会費相当分として充当することとし、各年度ごとに 1,500 円を一般会計の収入の部に順次繰り入れる。

(会誌等の配布)

第5条 会員には、城北会誌その他の案内を配布する。

2. 会費納入が3年以上にわたって滞っている正会員には、城北会誌の配布を停止する。

## 第2章 支部等の関連組織

(支部等の関連組織)

第6条 本会の会員は、卒業年次以外の繋がりに基づく以下のような類型の支部等の関連組織をつくることができる。

- (1) 母校のクラブ等のOB/OG会
- (2) 地域の城北会
- (3) 職域の城北会
- (4) 海外城北会、および、その日本支部
- (5) その他の城北会関連組織

2. 支部等の関連組織を新たに設立する場合、所定の書式により理事会宛てに届け出るものとする。
3. 支部等の関連組織は任意団体として存立し、一般社団法人城北会とは財務的な関係を有しないものとする。

(認定支部組織)

第7条 前条に定める支部等の関連組織のうち、定款第14条第1項(2)に定める認定支部組織となることを希望するものは、所定の書式により理事会宛てに認定の申請を行う。

2. 前項の申請があった場合、理事会は審議の上、代議員総会に付議し、代議員総会において認定の可否を決する。
3. 認定支部組織としての要件は以下のとおりとする。
  - (1) 幅広い世代の会員が参加し、概ね30名以上の構成員を有する組織であって、定期的な活動を行っていること。
  - (2) 構成員間の親睦に留まらず、城北会全体に貢献する意思を有すること
4. 認定支部組織は本細則の別表1に記載する。
5. 認定支部組織は、城北会誌への投稿などを活用して、その活動状況を適宜報告することとする。認定を受けた支部組織であっても、その活動状況が第3項の要件に適合しないと判断される場合、代議員総会においてその認定が取り消されることがある。

### 第3章 代議員および役員

(代議員選出の数)

第8条 定款第14条 第1項において「細則に定める」とした、代議員選出の上限数は以下のとおりとする。

- (1) 各卒年次から選出される代議員の数は8名を上限とする。
- (2) 各認定支部組織から選出される代議員の数は1名を上限とする。
2. 前項(1)について、特段の事情により上限を超える数の代議員の選出を希望する卒年次は、その理由を付して理事会宛てに申請し、理事会の承認が得られれば代議員数を増やすことができる。ただし、その場合でも当該年次のクラス数を超えないこととする。
3. 各卒年次は、最低限1名以上の代議員を選出するよう努めることとする。

(理事候補者の推薦および選任)

第9条 定款第20条 第2項において「細則に定める」とした、理事候補者の推薦上限数は以下のとおりとする。

- (1) 各年次からの理事候補者の推薦は3名を上限とする。この「3名以内」は、前条に記した「代議員8名以内」の内数である。
- (2) 各認定支部組織は前条 第1項(2)の代議員(上限1名)を理事候補者として推薦することができる。
- (3) 定款第20条 第2項(3)に定める、理事会からの理事候補者推薦は、(1)(2)を補完するために必要な最小限の数に留める。理事会は、本会の正会員であって母校の教員である者から若干名を理事(学校理事)候補者として推薦することができる。2. 前項に基いて推薦された理事候補者の合計人数が70名以上150名以内である場合には、理事会は候補者名簿を確認した上で、そのリストを代議員総会に付議する。
3. 推薦された理事候補者の合計人数が70名に満たない場合、もしくは150名を超える場合は、理事会において以下の調整を行う。
  - (1) 理事候補者の合計人数が70名に満たない場合には、理事会からの推薦による候補者を追加して70名に達するようにする。
  - (2) 理事候補者の合計人数が150名を超える場合には、以下のガイドラインに従って理事会において調整を行う。
    - ・ 推薦上限数に満たない卒年次からの推薦候補者を優先する。
    - ・ 推薦上限数に達している卒年次については、前年度および前々年度の年会費納入者数の合計が多い学年からの推薦候補者を優先することとし、優先度の低い卒年次から各1名ずつ推薦上限数を減ずる調整を行う。その場合、当該卒年次は新たな推薦上限数に収まるように改めて推薦を行うものとする。
4. 候補者のうち未成年の者は准理事候補者として推薦するものとする。代議員総会において准

理事として選任された者は、成年に達した後最初に開催される定時代議員総会における承認を経て理事に選任される。准理事は本会の運営に関して理事と同等の権利を有するが、法的責任は負わないものとする。

5. 代表理事である者については、新たな期を通して理事を務める意思がない場合においても、代表理事の連続性を担保するために、新たな期の開始時の理事として選任されるよう理事候補者とする。その者は、初回の理事会にて新たな代表理事が選出された後に、理事を辞する。

(代議員の総会参加)

第 10 条 代議員は、会長による代議員総会の招集に応じ、出席（オンライン参加を含む）、書面または電磁的方法による議決権の行使、委任状の提出、のいずれかの方法で代議員総会に参加する義務を負う。

(役員 of 理事会出席)

第 11 条 定款第 38 条の定めにより、定例の理事会は原則として年 6 回開催される。役員（理事・監事）は会長による理事会の招集に応じて出席（オンライン参加を含む）するよう努めなければならない。

## 第 4 章 代議員総会

(書面による議決権行使ならびに議決権の代理行使委任)

第 12 条 代議員総会に出席できない代議員による、書面による議決権の行使、ならびに、議決権の代理行使委任は、所定の書式によって行うこととし、代議員総会の開催日前日までに事務局に届いたものを有効とする。

2. 書面による議決権行使は、予め提示された議案ごとに、賛成、反対、のいずれかを記すことにより行う。
3. 予め提示された議案以外の議決については、書面による議決権行使を行うことはできない。それらについて議決権の代理行使を委任する場合は次項に従う。
4. 議決権の代理行使を特定の者に委任する場合は、議決権の代理行使者（被委任者）の氏名を明記する。被委任者は当該代議員総会に出席する代議員でなければならない。被委任者の氏名が書かれていない場合は、議長に委任したものとして扱う。被委任者の氏名が書かれている場合であっても、被委任者が当該代議員総会に出席していない場合は議長に委任したものとして扱う。
5. 書面による議決権行使ないしは議決権の代理行使を事前に届けた代議員が当該代議員総会に出席する場合、総会の開始前にそれらの撤回を申し出て議長の承認を受けることにより、通常の出席者として議決権を行使することができる。

(議決権数の確認)

第 13 条 代議員総会の冒頭において、議長は、出席者数、委任状の提出数、議決権の代理行使委任状況などの報告を行い、有効議決権数の確認を行う。

(役員を選任)

第 14 条 代議員総会における役員（理事、監事）の選任は、候補者一人一人について可否の確認を行うことを原則とする。ただし、出席の代議員から特に異論がない場合には、一括して議決を行うことも可能とする。

2. 代議員総会における監事の選任に際して、定款第 21 条に定める推薦手続きに従った結果 5 名を超える数の候補者の推薦があった場合には、出席した代議員の投票により上位者 5 名を選出する。得票数が同数の場合には年長者を優先するものとする。

## 第 5 章 委員会

(委員会の設置と管掌)

第 15 条 定款第 45 条にもとづき、理事会はその下に必要な委員会を設置し、またこれを廃止することができる。

2. 委員会は常置または時限設置とし、それらを別表 2 に記載する。
3. 会長代行および副会長は分担して各委員会を管掌する。ただし、理事会運営委員会、および、会長等候補者推薦委員会はこれに該当しない。
4. 常置委員会の委員長は業務執行理事とする。

(部会の設置と廃止)

第 16 条 委員会の下に部会を置くことができる

2. 部会の設置および廃止は理事会の決定による。

(委員会・部会の構成)

第 17 条 各委員会および部会の委員長（部会にあつては部会長）および委員は原則として理事会にて決定する。

2. 各委員会・部会の委員構成は、専門性および世代間のバランスに留意し、事業の継続性とともにも適切な継承にも配慮する。

(理事会運営委員会)

第 18 条 定款第 19 条に定める理事会運営委員会は会長を委員長とし、全ての業務執行理事で

構成する。

2. 会長は、理事会開催期日の前の適切な時期（通常は2～3週間前）に理事会運営委員会を招集し、当該理事会の議事次第および資料の整理を行う。
3. 会長は、理事会運営委員会における審議に必要と認める場合、本条第1項以外の者を招聘することができる。

（財務委員会）

第19条 本会の財務に関わる事項を担当する財務委員会を置く。

2. 財務委員会の所掌事項は以下の通りとする。
  - (1) 各年度予算書の作成
  - (2) 予算執行状況の管理
  - (3) 各年度決算書の作成
  - (4) 会計監査への立ち合いと対応
  - (5) 本会財務システムの維持管理、更新、ならびに、改良更新（情報システム委員会との連携協力）
  - (6) 会費収納作業の管理
  - (7) その他、本会の財務に関する事項
3. 本会の財務・会計の方式は別に定める会計ガイドラインに規定する。

（広報委員会）

第20条 本会および母校の活動状況の、本会会員ならびに一般社会への広報に関わる事項を担当する広報委員会を置く。

2. 広報委員会の下に、城北会誌部会、および、ホームページ部会を置く。
3. 城北会誌部会の所掌事項は以下のとおりとする。
  - (1) 城北会誌の企画、編集
  - (2) 城北会誌の発行・発送の管理
4. ホームページ部会の所掌事項は以下のとおりとする
  - (1) 城北会ホームページのコンテンツの企画、編集
  - (2) 城北会ホームページの管理、運営（情報システム委員会との連携協力）

（組織委員会）

第21条 本会活動への会員の参画の促進に関わる事項を担当する組織委員会を置く。

2. 組織委員会の所掌事項は以下のとおりとする。
  - (1) 同期会・クラス会の開催支援
  - (2) 城北会支部等の活動支援
  - (3) 会費納入の促進活動

(4) その他、本会組織の充実に関わる事項

(事業運営委員会)

第 22 条 本会の事業・イベント等の実施に関わる事項を担当する事業運営委員会を置く。

2. 事業運営委員会の所掌事項は以下のとおりとする。

- (1) 懇親総会開催の支援
- (2) ホームカミングデーの企画・実施
- (3) 戸山オープンカレッジ(TOC)の企画・実施
- (4) 城北会周年事業の管理
- (5) 対外交流
- (6) その他、本会の事業・イベント等の企画・実施に関わる事項

3. 本委員会に(2)の事業を運営するホームカミングデー(HCD)部会を置く。

4. 本委員会に(3)の事業を運営する戸山オープンカレッジ(TOC)部会を置く。

(情報システム委員会)

第 23 条 本会の情報システムに関わる事項を担当する情報システム委員会を置く。

2. 情報システム委員会の所掌事項は以下のとおりとする。

- (1) 本会会計システムの維持管理ならびに改良更新（財務委員会との連携協力）
- (2) 城北会ホームページのシステム構築と維持管理（広報委員会ホームページ部会との連携協力）
- (3) 本会の情報システムの改良更新、ならびに情報セキュリティに関わる事項
- (4) 城北会名簿システムの維持管理
- (5) その他、本会の情報システムに関わる事項

(会長等候補者推薦委員会)

第 24 条 会長、会長代行、副会長の改選時期に、それらの候補者（以下、次期会長等候補者）の検討を行うために会長等候補者推薦委員会（以下、「推薦委員会」という）を置く。

2. 推薦委員会は下記に該当する者で構成する。

- (1) 会長、会長代行および副会長
- (2) 監事
- (3) 財務委員会、広報委員会、組織委員会、事業運営委員会、および、情報システム委員会、の各委員長
- (4) 事務局長

3. 検討の過程で、次期会長の最終候補者となる可能性の高い者が推薦委員会委員の中から生まれる状況となった場合は、その者は委員を辞することとする。

4. 推薦委員会の委員長は委員の互選によって選任する。委員長は副委員長を指名する。

5. 推薦委員会は、十分な時間的余裕をもって次期会長候補者の人選を行い、当該候補者の就任意思確認を行った上で、理事会に推薦する。
6. 理事会において次期会長候補者の決定がなされた後、推薦委員会は次期会長候補者の意見も踏まえて、会長代行および副会長の候補者の人選を行い、就任意思確認を行った上で理事会に推薦する。
7. 理事会は、次期会長等候補者の推薦リストを審議・決定した上で、理事の改選時期の代議員総会に報告する。なお、それらの次期会長等候補者のうち、定款第 20 条第 2 項(1)(2)および細則第 9 条第 1 項(1)(2)に則った代議員・理事候補者リストに含まれていない者については、定款第 20 条第 2 項(3)および細則第 9 条第 1 項(3)に基づく理事会推薦の代議員・理事候補者としてリストに加えておくこととする。

## 第 6 章 事務局

(事務局長および事務局員)

第 25 条 本会の事務局に事務局長および若干名の事務局員を置く。

2. 事務局長および事務局員は会員の中から理事会の議を経て会長が任命する。
3. 事務局長あるいは事務局員である者が、定款第 20 条の規定に基づいて理事に選任されることは妨げない。
4. 事務局長および事務局員の選考に関する規定、ならびに、就業条件および報酬に関する規定は別に定める。事務局長および事務局員は、理事会および代議員総会におけるそれらの審議には加わらないこととする。
5. 事務局は、必要に応じて、理事会の承認のもとに業務支援員を配置することができる。

(事務局の所掌事項)

第 26 条 事務局は本会の円滑な運営のために、会長および業務執行理事と連携して以下の事項を実施する。

- (1) 会員情報の収集、整理、および管理
- (2) 会費その他の出納、予算執行、および、決算の実務
- (3) 城北会誌の発行および発送
- (4) 代議員総会、理事会、各委員会等の開催に関わる実務
- (5) 母校の教育活動の支援に関する窓口
- (6) 深井財団、校友会、戸山会、生徒会等、母校関連の各団体との交流窓口
- (7) 母校と関連の深い他校の同窓会組織との交流窓口
- (8) その他、本会の運営に必要な事項



## 第7章 監査

(監事の役割)

第27条 監事は、本会の財産および、理事会の業務執行を監査する。

2. 監事は、各事業年度の決算の会計監査を行い、事業年度終了後3カ月以内に開催される定時代議員総会において、その結果を業務監査結果とともに報告する。

## 第8章 その他

(城北会顧問)

第28条 会長は、城北会の運営について助言を受けるため、会員の中から若干名の顧問を任命することができる。

2. 顧問の委嘱期間は、任命した会長の任期を超えないものとする。

(学校参与)

第29条 会長は、第9条第1項(3)に定める学校理事の候補者がいない、もしくは不足する場合に、母校の現役教員である者から若干名を学校参与に任命することができる。

2. 学校参与は、本会と母校との連携を主たる任務とする。
3. 学校参与の委嘱期間は任命した会長の任期を超えないこととする。

(細則の変更)

第30条 この細則は、定款第4条第2項にもとづき、理事会の決定によって変更することができる。

### 別表1 認定支部組織

定款第14条第1項(2)、ならびに本細則第7条に定める認定支部組織は以下のとおりとする。

- (1) 母校のクラブ等のOB・OG会

アメリカンフットボール部OB・OG会、ラグビー部OB・OG会、バレーボール部OB・OG会、サッカー部OB会、天文気象部OB・OG会、新聞部OB・OG会、ソフトテニス部OB・OG会、野球部OB・OG会

- (2) 地域の城北会

城北会千葉支部、杉並城北会、ときわ城北会

- (3) 職域の城北会

- 都市・建築城北会
- (4) 海外城北会、および、その日本支部  
中国城北会
  - (5) その他の城北会関連組織

## **別表2 委員会**

本細則第15条に規定する委員会（常置および時限設置）は以下のとおりとする。

- (1) 理事会運営委員会（常置）
- (2) 財務委員会（常置）
- (3) 広報委員会（常置）
- (4) 組織委員会（常置）
- (5) 事業運営委員会（常置）
- (6) 情報システム委員会（常置）
- (7) 会長等候補者推薦委員会（時限設置）